平成２３年（フ）第５８号
千葉県八街市八街ほ703番地８　ハイツミルキーウェイ203
債務者　宮沢　　宏
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６１号
千葉県成田市本三里塚1001番地774
債務者　大木富美代（旧姓池原）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３７７６号
名古屋市東区矢田２丁目２番22号　材鉄マンション203号
債務者　綱川　善治
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７９１号
名古屋市緑区鳴海町字京田23番地　エステート鳴海803号
債務者　渡邊　正記
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５６号
名古屋市守山区金屋１丁目19番20号　レジデンス西村101号
債務者　萩尾　宏治
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３４号
愛知県春日井市上条町１丁目10番地１　エスポア春日井東館803号
債務者　山田　一幸
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４０号
名古屋市緑区鶴が沢１丁目2406番地
債務者　柴田　直樹
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８２号
愛知県東海市中央町５丁目23番地　３号
債務者　保阪　陽子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７１号
名古屋市緑区鳴海町字石堀山21番地
債務者　小林　和代
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２号
愛知県名古屋市東区泉２丁目22番17号　ゑむづビル２階
債務者　永井　良美（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５３１号
北海道旭川市豊岡８条３丁目４番20号　リオ・グランデ325号室
債務者　一柳　君仁
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３号
北海道旭川市豊岡４条３丁目１番７号　ハウスＫ＆Ｙ202
債務者　舘岡　伸子（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８号
北海道旭川市旭神２条４丁目８番19号
債務者　桑原　真弓
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０号
北海道旭川市春光台３条４丁目１番８号　旭建ハイツ１号
債務者　飛澤知亜紀
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７７号
北海道旭川市曙３条６丁目３番14号　フジハイツ202号、住民票上の住所北海道旭川市忠和３条７丁目３番27号
債務者　川下　フミ（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７９号
北海道旭川市永山１条５丁目４番３号　グランビューハイツ101号室
債務者　本間　　綾
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部